

事務連絡
令和4年2月28日

各都道府県・政令市廃棄物行政主管部（局） 御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課

廃棄物規制課

令和4年度税制改正大綱の取りまとめについて（結果報告）

日頃より廃棄物処理行政の推進に種々御尽力いただきまして感謝申し上げます。

令和3年12月24日に令和4年度税制改正の大綱が取りまとめられました。税制改正要望に当たりましては、アンケート調査に御協力いただき、誠にありがとうございました。

令和4年度税制改正大綱において廃棄物関係で要望が認められた事項について、特例措置の対象となる関係者に積極的に周知いただき、当該特例措置の更なる利用拡大を促進していきたいと考えております。別添の内容について、貴管内市町村及び廃棄物処理業者等の関係者に幅広く周知していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【参考】

○令和4年度税制改正の大綱

https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2022/20211224_taikou.pdf

担当者：

環境省 環境再生・資源循環局

廃棄物適正処理推進課 伊藤、永嶋、岡田

TEL：03-5501-3154（直通）

廃棄物規制課 山王、石田

TEL：03-5521-9274（直通）

令和 4 年度税制改正大綱 結果（廃棄物関係）

1. 特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金の損金算入等に係る特例措置（法人税、所得税、個人住民税、法人住民税、事業税）

特定災害防止準備金制度は、適用期限の到来をもって廃止する。なお、令和 4 年 3 月 31 日を含む事業年度終了の日において廃棄物の処理及び清掃に関する法律の廃棄物処理施設の設置許可を受けている法人について、令和 6 年 3 月 31 日以前に開始する各事業年度については現行どおりの準備金積立率による積立てを認めるとともに、同年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度については現行法による準備金積立率（60%）に対して 1 年ごとに 6 分の 1 ずつ縮小した率による積立てを認める経過措置を講ずる（所得税についても同様とする。）こととされた。

2. 公共の危害防止のために設置された施設又は設備（廃棄物処理施設）に係る課税標準の特例措置（固定資産税）

ごみ処理施設、一般廃棄物の最終処分場^{※1}、PCB 廃棄物等処理施設^{※2}及び石綿含有産業廃棄物等処理施設^{※3}に係る固定資産税の課税標準の特例措置^{※4}について、次の見直しを行った上、その適用期限を 2 年延長することとされた。

- ・ごみ処理施設について、適用対象を熱回収又は再生利用の用に供する施設に限定する。
- ・一般廃棄物最終処分場について、適用対象から、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により環境大臣の再生利用に係る認定を受けた施設を除外する。

※1 ごみ処理施設又は一般廃棄物の最終処分場であって、廃棄物処理法第 8 条第 1 項の許可に係るもの。

※2 PCB 廃棄物等処理施設であって、廃棄物処理法第 15 条第 1 項の許可、第 15 条の 4 の 2 第 1 項の認定又は第 15 条の 4 の 4 第 1 項の認定に係るもの。

※3 石綿含有産業廃棄物等処理施設であって、廃棄物処理法第 15 条第 1 項の許可、第 15 条の 4 の 2 第 1 項の認定又は第 15 条の 4 の 4 第 1 項の認定に係るもの。

石綿含有産業廃棄物等は引き続き排出が見込まれている一方、当該特例措置を利用する事業者は少ない状況です。これらの適正な処理を推進するため、事業者による積極的な活用を促すよう、一層の周知のほど、お願い致します。

※4 課税標準となるべき価格を以下のとおりとする。

ごみ処理施設：1 / 2

一般廃棄物の最終処分場：2 / 3

P C B 廃棄物等処理施設：1 / 3

石綿含有産業廃棄物等処理施設：1 / 2